

○ 鈴鹿工業高等専門学校研究推進委員会規則

〔令和8年3月23日〕
規則第140号

鈴鹿工業高等専門学校研究推進委員会規則

(目的)

第1条 鈴鹿工業高等専門学校運営規則第4条第7項の規定に基づき、鈴鹿工業高等専門学校研究推進委員会（以下「委員会」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究活動の促進及び地域連携活動（主として研究活動に限る。）に関する事
- (2) 大学、地域産業界等との社会連携に関する事
- (3) 共同研究、受託試験等の外部資金の受入れに関する事
- (4) 実験安全（教育を含む。）に関する事
- (5) 知的財産権（教育を含む。）に関する事
- (6) 研究倫理に関する事
- (7) 鈴鹿高専テクノプラザに関する事
- (8) その他委員長が必要と認める事項

(委員会組織等)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究主事
- (2) 副研究主事
- (3) 研究主事補
- (4) 共同研究推進センター副センター長
- (5) 事務部長
- (6) その他委員長が必要と認めた者

2 委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見等を聴くことができる。

(委員会の運営)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第1項第1号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、前条第1項第2号に掲げる者をもって充てる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(部会等)

第5条 委員会の下に、第2条第1項各号に掲げた特定の事項及び専門的事項を審議するため、部会等を設置することができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、令和8年3月23日から施行する。